

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	5年度	次回見直し予定	10年度
条 例 名	医療法施行条例				
条 例 番 号	平成 25 年神奈川県条例第 4 号	法 規 集	第 8 編第 2 章第 1 節の 2		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部医療課				
条 例 の 概 要	この条例は、医療法の規定に基づき、病院及び診療所の既存病床数等の補正等に関する基準や病院の人員及び施設等に関する基準等を定め、法の施行に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	医療法の規定により条例に定めることとされている既存病床数等の補正等に関する基準や病院の人員及び施設等に関する基準等を定めているものであり、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	条例に定める既存病床数等の補正等に関する基準や病院の人員及び施設等に関する基準については、県内の病院等の病床整備や運営の基準として有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める基準等は、明確かつ限定的なものであり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、地域医療提供体制の整備等に資するものであり、「かながわグランドデザイン」等の県が策定している他の計画等との整合を図り策定されている「県保健医療計画」に位置付けられており、県の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	医療法の規定により条例委任された基準等を定めている条例であり、その内容は、基準等を定めるために必要かつ合理的な範囲内であることから、憲法、法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				